第22回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年10月26日(金) 午後2時00分から 場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 「行政部会専管テーマ」に係る条文(案)の確定について

3 「町民部会専管テーマ」に係る条文(案)について

4 その他

次回以降の全体会の日程 11月13日(火)、30日(金)12月 6日(木)、21日(金)

5 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第22回)議事録

開催日時 平成24年10月26日(金) 午後2時00分~午後4時00分

開催場所 上牧町役場 3階 委員会室

出席者 委員 19名

欠席者 委員 4名(井尻委員、小谷委員、山中委員、平嶋委員)

傍 聴 者 1名

事務局 都市環境部外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、

松井係長、野村主事

開会

委員長あいさつ

議 長 本日配付している資料を確認してほしい。手元にないようであれば事務局 まで連絡してほしい。

本日の内容については、前回配付した行政部会と町民部会のレジュメをそのまま流用するのでご用意ください。

次であるが、今中町長に委員会へ来てもらいスケジュールについての審議をしたかったのであるが、町長のスケジュールで先に公務が入っていたので次回の11月13日の全体会で出席していただく予定としているので、その際に町長の考えを確認したあと、スケジュール工程表・続(案)の議論をしたいと思う。

それでは、次第2「行政部会の専管テーマに係る条文案の確定について」 ということで、藤村部会長から説明のほうお願いしたい。

藤村委員 <行政部会の専管テーマに係る条文案の説明>

議 長 説明があったとおり、2つに分けて話を進めていきたい。

町長の責務については、基本理念の部分が一番のポイントになっていたと思う。具体的に条文に入れるのか、入れないのか。行政部会の意見としては、解説のほうに入れていきたいというのが、最終的な案である。また、そうではなくてあくまでも条文に入れるということであれば、2ページ目の朱字を入れたような形になるのではないかということで、この2つを委

員会の諮り結論づけていきたい。 何か意見があれば挙手のうえ発言をお願いしたい。

小林委員 行政部会のほうで考えておられる基本理念というのは、前文に書いてある 部分を採用しているのであるならば、別の条で基本理念を決める意味がな いので、町長責務のなかで、この朱字で書かれているような形で重ねて書 くのも煩雑な感じがあるので、話のようにここで言う基本理念というのは、 解説にきっちり明示してもらうということは最低必要である、と同時にそ ういった表現が条文として適当かわからないが、「町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ前文に謳う若しくは前文に掲げるまちづくりの基本 理念を実現するよう・・・」と前文というのを条文のなかのどこかに引っ かけたらどうか。それで前文のどこを指しているのかというのは、解説の ほうで示してもらったらより丁寧だと感じた。

藤村委員 ここまできたら全体会で決めてもらったらいいと思う。

議 長 ほかに意見はないか。なければ、今二つの案になったが、一つ目は、行政 部会からの案で「町長は、町の代表者として町民の信託にこたえまちづく りの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらな ければならない。」二つ目の案が小林委員からの「町長は、町の代表者とし て町民の信託にこたえ前文に謳う若しくは前文に掲げるまちづくりの基本 理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければな らない。」という二つの案が出ているが、挙手のうえ対応していきたい。(決の結果、行政部会案で決定)

続いて、住民投票であるが、三つの案があったが、最終的には行政部会の ほうの意見としては、③案でいきたいという話があるので、これについて も皆さんで議論してもらいたい。

小林委員 先ほど藤村部会長から話があったところで、私と理解が違うところがあったので前提条件のところで確認したい。

3ページ目の真ん中のところに朱字で書いてあるところであるが、このようなことから地方自治法上の住民投票は常設型として取り扱う。朱字で住民の権利として行なわれる地方議会の解散請求。いわゆる首長、議員の解職請求に関しては住民投票に付さなければならない規定があるということ

で、地方自治法に定めるこれらは常設型であるということになっている。 ただ、前に配られた常設型の住民投票と個別型の住民投票の違いは何かと いう資料があったが、これで正しいだろうということで今まで理解してい たが、個別型というのは住民投票請求が出てきても一旦議会に付議しない といけない。そうして議会で通して初めて住民投票に付するということに なる。一方で常設型というのは議会の議決はいらない。住民や議員で一定 以上の請求が出てくれば、直ちに住民投票が行なわれる。議会に議決を要 さない形で住民投票に入るわけで、常設型のほうはハードルが高いという か、要は集めなければならない割合が高く定められている。ということは、 地方自治法に書いてある解職、解散請求というのはすべて議会の議決を経 る住民投票だったと理解している。言い換えれば常設型ではなくて個別型 になるのではないか。例えば、この資料で言えば、議員であれば議員定数 の12分の1以上の賛成による条例案の提出ができる(地方自治法の第1 12条)。それから有権者であれば、有権者の50分の1以上の連署による 条例制定の請求ができる(地方自治法第74条)。これらが出てきて初めて 議会でどうしようかという審議があって、議会のなかで、過半で決まれば 住民投票に付するということであるから、地方自治法で決めている制度で は個別型の話を決めているというように思う。だからそういう意味で配ら れた資料のところのその地方自治法に規定があるのは常設型というのは少 し違うのではないかということを確認したい。

- 藤村委員 我々が議論したなかでは、地方自治法にこういったことが書いてあるので、 常設型というので判断した。今言っておられる意見を聞いたが、要するに 予め条例で投票に係る用件が定められているから議会に掛けなくてもいい ということになると思う。要するに議員の解職に関して住民投票をするの にいちいち議会を通していたらまず反対すると思うので、そういったこと はまずないということで、決められていると思う。
- 小林委員 常設型と個別型の違いというのは、議会の議決がいるかどうかというのがポイントだと思う。一定以上の署名が集まったからといって、直ちに住民投票を行わないのが個別型で、一定以上の署名が集まっても、それを議会にかけて、議会で過半であれば住民投票に意向する。常設型というのは議会の議決を経ないで一定以上の署名が集まれば、直ちに住民投票を行うということで、そこが違うのではないか。それを前提で基本条例の検討をし

ていったらいいのではないかと思うが、そこの確認をしておかないと議論に入れない。

藤村委員 常設型の2枚目の図というのは、議決を経ないで一定以上の署名が集まれば、直ちに住民投票を行うということである。

小林委員 ただし、地方自治法に規定があると書いているのはどういうことか。

柄沢委員 地方自治法上の議会の解散請求については、議会の議決がいるというように小林委員は言われているが、議会の解散請求の現行法上で制度化されている議会の解散請求は、3分の1以上の署名を経て、その選挙管理委員会に対して、解散を求める請求があった場合は、住民投票に付しとなっているので、議会の議決は要らない。3分の1以上の署名があつまれば住民投票はしなければならないとなっている。

常設型と個別型のこの条文の違いというのは、私はよく分からなかった。ただ、当初に行政部会の条例案では、議会の議決を経てということで、ここが常設型ではないというところが確定になるのかなという気持ちもあって、いろいろな市町村の条文案を見たが、どれが常設型なのか、個別型なのかというところが分かりづらい。それで前回の部会のときに議会の議決を経てというのを削除してというのは私のほうから提案させてもらって、議会の議決を削除して行政部会案ということで、提案させてもらったというのが経緯である。

小林委員 柄沢委員が言っているのは、事務局が作った資料のことを言っていると思うが、ここで書いてあることは二つあって、(1) 現行法上制度化されているもので、議会の解散請求や議員又は長の解職請求についての法定要件が書かれていて、(2) では地方公共団体が定める条例によるものということで、(1) 以外で地方公共団体現行法上制度化されているものとして住民投票条例の制定が必要である。ここには地方自治法上で住民による請求は50分の1以上の連署とか議員提案は議員の定足の12分の1の者の賛成と書いてあるわけである。今は(2)の話をしていたが、この場合はいずれも地方自治法上は住民請求であれば50分の1以上の連署が集まったとしても、直ちに住民投票に入らないで議会に付議して、過半であれば住民投票に入るということである。ところが基本条例で定められている

3分の1や4分の1といっているのは、それはいわゆる地方自治法を超えた話をしている。要は、議会の議決を経ないで住民の連署が3分の1以上集まるとか4分の1以上集まるというのは、地方自治体でレベルは違うが、連署が集まれば直ちに議会の議決は要らないで、案件についての住民投票をするという規定を基本条例で定めているわけである。これを予め条例として制度化しているわけである。それがまさに常設型といわれている住民投票の制度だと私は理解している。私の理解が違っているのかも分からないが、田島委員がいろいろ研究されているので、もし意見があれば言ってもらいたい。

- 田島委員 あくまで個人的な意見であるが、今の話であっていると思う。ここで第3 案として、住民投票の制度を設けることができるというように行政部会から案を出してもらっているが、これはおそらく、住民投票条例のことを想定されていると思うが、この条文だと議員であれ、町長であれ、住民であれ、誰かがこういったことについて、住民投票を行ってほしいという署名などがあったときに住民投票条例を制定するというのは、個別設置型ということになると思うが、先ほど言われていた常設型というのは、予めこういった場合には住民の署名が何分の1以上の署名、6分の1以上の署名があれば議決を経ずに直接住民投票ができるという住民投票条例を予め作っておくわけで、その場合には署名が集まったらわざわざ条例を作らずに、すぐ住民投票が行えるというので、これが常設型の住民投票条例というので、条例の中身が個別型と常設型とでは違うということになると思う。小林副委員長の言っていることはそのまま正しいと思う。
- 小林委員 これに関連して日吉津村の基本条例が参考になるのではないかと思って見ているのだが、第35条の住民投票に関する規程であるが、村政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、村長に住民投票を請求することができるということで、まさに地方自治法の規定である。第2項は、村長は前項の請求があったときは、意見を付してこれを議会に付議しなければならない、また、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。ここまでは地方自治法の規定である。その次に村長は署名者数が4分の1を超えたときは、50分の1を超えて、さらに4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく(議会の議決を経ることなく)住民投票を実施しなけれ

ばならない。要は、個別型と常設型の混在で書いてあるわけである。だから50分の1以上の連署で住民請求があれば地方自治法の規定で、議会にかけて議会が過半であれば住民投票を行う。ところがその署名が50分の1以上をはるかに超えて、予め決めておいた条例で4分の1を超えたということになれば、議会の議決を経ないでも直ちに住民投票ができる。この規定は地方自治法にはない。ないけれども基本条例で決めれば有効だという理解で日吉津村やほかの自治体でも多いわけである。そこのところを整理したうえで、基本条例を作ったほうがわかりやすいというように思う。

堀内委員 今の議論は全くそのとおりだと思う。要は、まちづくり基本条例のなかに 住民投票の制度を導入するということに謳うのか、それ以上に但し書きの 部分で日吉津村の例のように、一定の請求があったときのように具体的な 制度をこのまちづくり基本条例のなかで謳っていくのかどうか。そこのと ころの議論をやってもらって整理が必要ではないかと思う。

> 付け加えであるが、まちづくり基本条例自体も議会の議決を経ることなく 成立はしない。住民投票の制度を切り離したとしても議会の議決が必要で あるし、このなかで、常設型の例外規定を盛り込んだまちづくり基本条例 であっても議会の議決が要る。ここのところは動かせないのでそういった ことも踏まえて一挙にするのか、二段構えでするのか、議論が必要ではな いかと問題提起させてもらう。

遠山委員 今の議論を簡単に整理すると、まちづくり基本条例とは別に堀内委員の話のとおりで、住民投票条例を別に作るのかどうかである。日吉津村は住民投票条例を作らない。まちづくり基本条例のなかに住民投票条例の条文を入れて、まとめて議会の議決を経ているので、ああいった形になっている。逆に生駒市の条文というのは、行政部会の提案の「議会の議決を経て」は書いていない。なぜかというと、市民投票条例を作るときに議会の議決を経るからである。あえてここに「議会の議決を経て」は入れていない。別に条例を作って、議会の承認を経るからである。

まずどちらにするのかという話であるが、行政部会の意見では住民投票の 具体的な要件まではここでは定めないということで認識されたうえで作ら れていると思うので、おそらく日吉津村と同じものではない。そうなって くると必然的に個別設置型であると私は解釈していた。そういったなかで、 「議会の議決を経て」を外している市町村もあれば、入れている市町村も あるが、なぜこれが入っているかであるが、常設型は議会の議決は要らないとされているが、確かに要らないのだが、堀内委員が言ったとおり住民投票条例があるからである。住民投票条例があって、それで3分の1や4分の1でやるから、議会の議決は要らないということであって、住民投票条例自体には議会の議決は要る。だから議会の議決を経ないで住民投票ができるというわけではないということだけ踏まえてもらいたい。

- 小林委員 私の理解は、地方自治法で決めている個別型だけでいくのであれば、あえてまちづくり基本条例に住民投票の条文は要らないのではないか。行政部会は常設型ではなく個別型でいくという前回の話であったと思うが、であるならば地方自治法に決めている住民投票は保障されているわけであるから、あえて50分の1云々と書くとややこしい話になるという気がする。それで私が見た限りでは、常設型の住民投票条例が多い。例えば高浜市、富士見市、広島市、相生市、大竹市など、とにかく40ぐらいある。大体、まちづくり基本条例で住民投票の条文を盛り込んでいるところは、地方自治法で決めているものではなくて、議会の議決を経ないで直ちにというのを採用しているとことが多い。だから上牧町としてどうするのか、地方自治法で決めている従来どおりのものだけでいいのではないかという話もある。そこのところを委員会としてどうするのか決めることが先決かなと、そのうえで条文をどう書くのかというような話であると思う。
- 藤村委員 今、副委員長が言ったように、それに近いような議論もしている。議論を したうえで、こういった提案になった。そのときに、町民部会から出る住 民投票と行政部会から出る住民投票をどこかですり合わせをしないといけ ない。だからそれを踏まえないと我々としてもこれ以上無理である。
- 堀内委員 補足であるが、行政部会では常設型は要らないと言っている話ではない。 この段階では問わない。つまり個別型であろうが常設型であろうが、この まちづくり基本条例が成立した後に、住民投票に関わる条例として新たに 検討してはどうかという考え方である。
- 田島委員 常設型も視野に入れるということであれば、全く変わってくる話で、この 第3案で私も初めはこれを「議会の議決を経て」というのがなければ、当 然、住民投票の制度というのは、すなわち住民投票条例を作成するという

意味だと思うので、そこで住民投票条例を個別設置型の条例にするのか常設型の条例にするということを視野に入れるのであれば、これでどちらでも作れるので、ここでどうしても条文のなかに住民の請求があったときには実施しないといけないとか、日吉津村のような文言を特に入れなくても、これだけで十分であると思う。

- 小林委員 先ほどの堀内委員の発言は非常に大事な話であったと思うが、要は、住民 投票条例は別途作るときにいろいろ議論したらどうかというように聞いた が、私は、それでいくのか若しくは、基本条例検討委員会は住民が中心の 委員会であって、大事なことの基本方向を議論しようとしているわけで、 だから上牧町の住民投票の細かいところは、条例で決めていけばいいが、 一番根幹の部分は素通りしていって、次の条例を考えるときにそこで考え てもらったらいいのではというのも1案ではあるが、私は本当にそれでい いのか、やはり基本条例検討委員会であるならば、大きな部分だけでも方 向性を示すべきではないかと思う。ただ、そうなるとこの議論も時間がか かるので、それも心配であるが、大事な部分はそうあるべきであると思う。
- 足立委員 私の考えであるが、盛り込んでおいたほうがいいと思うが、基本条例のなかに住民投票の項目があるというレベルでもいいのではないかと思う。 細かい部分になると、別途条例が必要だと思う。この基本条例のなかには大枠の部分を周知してもらうということが重要のような気がする。細かいことを言ってもなかなか分からないと思う。
- 小林委員 もし入れるのであれば、住民投票の大事な部分が二つあると思う。一つは、個別型なのか、常設型なのか、両方の併設型なのか、要は地方自治法で決めているもの以外のものを決めるかどうかということで、もう一つは、投票資格者(有権者)はどこまで投票資格があるのか。よくあるのが公職選挙法の有権者にとどまらないで、もう少し年齢を下げるとか、若しくは永住外国人まで投票を付与するとか、この二つだと思う。投票資格者のところの枠をどう決めるのか、もう一つは個別型か常設型かその二つが柱である。後の細かい話は住民投票条例で決めていけばいいと思う。この二つの部分の下駄を預けるのか、この基本条例検討委員会で方向性を示すのか、そこのところを申し上げているわけである。

正直言って住民投票の行われた例というのは非常に少ない。常設型でも4

0件のうち実例は1件あるかないかぐらいの話で、ほとんど活用されていない。個別型の場合は、50分の1の連署であるから上牧町の有権者からいくと約400人の連署を集めれば請求できる。ただ、全国の事例を見ても議会で否決されている。実際に住民投票条例が行われた例もほとんどない。行われているところは、原発問題とか極めて政治的な課題、賛否が分かれるようなテーマである。住民投票で住民の意思が問われたというケースはほとんどなかったのが現実である。時間を費やして作ったとしても実際に行われないことが高いので、そういった意味で時間がもったいないと考えれば、そこのところは地方自治法の住民投票の条文をそのまま(提案の条文と同じ)にしておいて、それ以外の新しいものは作らないということでもいいと思う。

田島委員

住民投票は非常にお金がかかるということを知っておかなければならない。 町長選挙と同じぐらいかかると思う。だから住民投票は必ずしも素晴らし いものとは思っていない。本来は二元代表制が機能すべきものであって、 そこで議論を戦わせて合意のもとに政策が決まるというのが理想論である が、どちらかが機能しない場合に、例えば議員や町長に住民投票の発議権 を与えてしまうと政争に巻き込まれる恐れがある。どこの市町村でも町長 側と議会側に分かれて、政治に住民が巻き込まれて不幸な結果に陥る場合 も多々あるという住民投票のマイナスの面として私たちは頭に置いておか ないといけない。ただし住民の声がどうしても聞き入れられないという場 合に最終的な非常措置として住民投票制度を議会の議決なしで行えるとい うこの制度を設けておくということが私は非常に大事であって、必ずしも 活用されないからといって必要ないというわけではない。活用されないほ うが望ましい、この制度がありながら活用されないというのは、こういっ た制度を設けたということは、自治条例とか話し合っていくなかで、皆が 政治に興味を持って参画していく機会が与えられたから幸いにして活用せ ずに済んでいるというように受け止めることも可能である。だからお金が かかるからそれは最後までとっておいて、町長のタウンミーティングとか 議会の報告会とかを活用してもらって、なおかつ議会で合議制というのを 十分に活用してもらって議論を踏まえたうえで決めていくという方向をと ってもらうのが望ましい。住民投票というのは○×でしかできない。二者 択一でしかできないので、詳しい議論はできない。二元代表制は活用すべ きであるが、それでもなおかつ住民投票の条文は必要であると私は思う。

議 長 今の話をまとめるが、細かい論点までこの「基本条例に入れるのかどうか、 今回は入れないという論点が3案になる。行政部会方出てきた案が3案で ある。もう一つが、個別型、常設型、併設型の別、あとは資格者も基本条 例のなかに謳っておかないといけない。議論をする時間がないのでそれを 省くという論点はないと思うので、しっかり入れないといけないのであれ ば議論しないといけない。ただこれだけに時間をとれないので、もし基本 条例のところに住民投票条例の細かいのを入れるのであれば、別に時間を とりたいと思う。

挙手になるが皆さんの意見を聞きたいと思う。行政部会の案の住民投票については、タイトル的にこういう条文させてもらい、後の条例に委ねるという案。もう一つは、まちづくり条例に大事なところでもあるので、細かい投票資格や常設型ということまで決めていくという案の2つの案でどちらがいいか募りたいと思う。(結果:行政部会案で決定)

以上で行政部会からの専管テーマに係る条文案の検討を終了したいと思う。

一 休 憩 一

議 長 それでは後半を始めたいと思う。次は町民部会の専管テーマに係る条文案 の検討に入りたい。足立部会長から条文案の説明をしてもらう。

足立委員 <町民部会の専管テーマに係る条文案の説明>

議 長 細かく説明していただきありがとうございました。 今日は、条文案の検討ということであるので、ざっくばらんな意見をいた だきながら次回若しくは次々回で議論をして、今までどおり条文の確定に 進めてまいりたい。意見等ありましたら挙手のうえ発言をお願いしたい。

田島委員 町民部会の部会所掌事項では、参画の権利と責務であったので、こういった条文を作られてきたと思うが、この条文の目的あるいは前文のところに議会と行政と町民がそれぞれの役割を自覚して云々という言葉があったと思うが、そうすると町民の役割はどういったものであるのかというのがここには入ってなくて、全体の条文を作って、章立てしていくときには、この参画というところは、参画協働という章立てに入ると思うので、議会と

行政その前に町民があって、町民の役割みたいなところを章立てするとすれば、そこが欠けてしまうのではないかと不安に思うのであるが、町民部会のなかで特に町民の役割についての意見は出なかったのか。

足立委員 特に役割というものは議論の対象にはなっていなかったように思う。

- 遠山委員 確かに役割とは何かという議論はしていないが、町民というのは当然、権 利があって、義務があろうという話はした。そういったなかで一番町民の 役割で大事なのは、義務に書いてあるが、「私たちの活動」これが町民のこ とであるが、自治を育てていくということが最大の町民の役割ではないか ということを前提に章立てしていった。
- 小林委員 多少気になったのが、欄外に書いてある、基本的に同じようなことが違う 言葉で書いてあると理解するが、要は、条例の理念、目的、基本原則ということで書かれているが、これらは既に共通テーマで議論がされてそれなりに暫定で確定している話である。それを前提に専管テーマのところを整理、条文を作っていこうということであったと思うので、あえてここに町民部会の考えられた理念、目的、基本原則を書かなくてもいいのではないかと思う。共通テーマで議論して済んだ話であると私は理解している。
- 藤村委員 かなりいろいろな議論をされたということで、そのなかの意見で、条例の理念、目的というところには、住民が主体、住民自治のまちを作るという全部住民という表現をしていて、今日出てきた案のなかでは、町民に置き換えられている。このときの住民と町民の議論を私たちもしたが、ここで書かれている町民というのは議論したことを踏まえての町民という理解でよろしいのか。

足立委員 そうである。

藤村委員 それでは今日で住民と町民を使い分けられているところがあるが、これは そういった意識のもとで使い分けられているという理解していいのか。

足立委員条文のなかではしている。討議した段階ではそこまでできていない。

藤村委員ではそういうことだということで、各条文案について質問していきたい。

議長 それでは個々の条文に移りたい。仮の第10条になっているが、まちづく り参画の権利について何か意見はないか。

足立委員 町民部会では、説明文はあえて作っていない。

議 長 ほかに意見がなければ、今回、まちづくりに参画する権利に関する条文の 「町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。」 という条文案を委員会案とさせてもらう。

藤村委員 「町民は」というところで、町民が一人でも参画することができるという 話があったが、ここで言う町民というのは、上牧町に住んでいる人以外の 事も指すと思う。そうすると外から来ている人がここで何かしたいとなっ たときに勤めている人や学生も参画の権利を有するということで考えて良いか質問したい。

足立委員 私はいいと思っている。

小林委員 今の藤村委員の質問は共通テーマの議論をしたときに、もう一度整理をして住民と町民の違いを明確にするという調整事項として議論しないといけないと思うが、その時の議論では、住民というのは主権者(住民投票などで投票資格を有する人)で、一方でまちづくりというものに参画するのは主権ではなく主体というような言葉で田島委員から話があったと思う。まちづくりのほうの主体(関わる人)は、住民だけではなくNPOや町内に働いている人などということで整理したと思う。

藤村委員 私もそういう理解をしているのであるが、文章を改めて見ると、少し考えないといけないのかなと思ったので、そういった質問をさせてもらった。 しかし、最終的には全体ですり合わせをしないといけないと思う。

田島委員 町民と住民の定義については、また後で再度議論されると思って言わなかったが、権利という言葉を使うとかなり強い表現になるので、住民であれば権利といえるが、住民以外の単なる不動産だけ持っている方まで含んで

くると、この権利というと少しいろいろ問題が発生しそうだと思って、そ こは後日議論すべきところだと思う。

- 小林委員 今意見を聞いていて私もそうだと思っているのだが、「権利」ではなくて「参 画することができる」という表現でいいのではないか。
- 遠山委員 参画する権利は広く求めたいという前提があったという認識があったので、 それに例えばいろいろな人が来たら困るから狭めようとかは根本的に外れ てくると思う。まちづくり条例を作るというのは、やはり皆さんの意見を 幅広く聞いてまちづくりを作っていくという認識があってので、ここは大 きく町に関係ある人は、すべての方がむしろ権利を有するというようにし っかりと謳っていきたいというのが町民部会の意見であったので、その辺 りは町民部会として意見を言いたい。

町民と住民の全体の流れはあるかも分からないが、全体の流れのなかで広いほうをここに入れたいという趣旨と権利を有するというところは、町民部会としては是非ともお願いしたい案件という内容である。

- 藤村委員 今の意見はそれでいいと思うが、ただ権利という言葉を使う以上は、義務 も権利と同じ以上に強みを持つ言葉だと思うので、次の義務のときにその 議論が復活するかも分からないが、権利と義務は対の形で考えないといけ ないと思う。
- 田島委員 このまちづくりの参画の権利という権利の根拠としては、住民自治という のが権利根拠になると思うが、そうすると住民自治という場合の住民というのは上牧町住民ということで、まちづくりの場合は、自治とはまた別に まちづくりの活動な訳で、住民として参画する権利というのは住民自治と いう自治法に根拠をおいて権利というのが発生してくると思うが、町民に 広げたときに住民自治ではなくて、町民自治という概念は今のところ確立 されていないので、権利ということになると広い意味での町民の権利というのは少し難しいと思ったりする。
- 足立委員 その辺りは難しくてよく分からないが、皆さんの意見でまとめてもらいた いと思う。

- 遠山委員 逆に例えば、町に主たるNPOの事務所がある場合に、その方たちには権 利を与えたくないという意図であるのか。私たち町民部会はむしろ与えた いと思っている。
- 田島委員 もちろん、まちづくりはできるだけ多くの方に参画してもらうことが望ましいが、ただそれを権利と言ってしまうと、今度はその権利を保障する義務は、ここは町民の義務となっているが、義務が発生するのは町のほうである。憲法で教育を受ける権利があるとすれば、教育を受けさせる義務が親のほうに発生するというのと同じで、町民に参画する権利があるとすれば、義務が発生するのは町民のほうではなくて、町のほうになってくる。町が参画を保障する義務が生じてくるということになってくるので、そうすると町外の人でも参画したいというのを権利として認めてしまうと町のほうはそれを保障する義務が生じてくるというので、すごく難しいことになるので、もちろん参画できるというのであれば、何ら問題がなくて幅広くできるだけ多くの人が参画できるということでいいのだが、条文のなかで権利というのはものすごく重い言葉なので、権利関係として住民は権利があるというのであればいいと思うが、望ましいことと権利は少し話が違うと思う。
- 木村委員 まちづくりを中心に考えていったら権利や義務を少し浮かしておいて、あまり文面にしないで、まちづくりに大事なことは私たちがしていかなければならないことをきちんとしてという話があったので、委員の皆さんの念頭にもこのような権利、義務というのは規定しておくという意思はなかったと思う。
- 遠山委員 ここに拘るわけではないが、まちづくりに参画できるでも問題はないと思うが、それは権利のことを言っていると思う。言葉の話であるので問題はないと思う。ただ、権利規定、義務規定というのがあると思うので、明確にしておいたほうがいいという話であった。 もう少し議論をするとなると、章立てのまちづくりに参画の権利というところも変えなくてはならない。
- 柄沢委員 先ほど、権利があれば義務があるというような話も出ていたが、第12条 の義務のところで、町民の義務では努めなければならないとなっているの

で、第10条と第12条の関係を考えると片一方は権利を有する顕然たる 表現になっていて、もう一方は努めなければならないという、かなり緩い 表現になっているので、バランスがとれていないのではないかと条文の表 現として思う。

- 藤村委員 行政部会のほうでは、行政機関の責務のなかで「町の執行機関は町民と協働してまちづくりを推進するため多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保護しなければならない」といった条文にしたが、それからすると、権利ということでもいいと思うが、「まちづくりの主体であり、多様なまちづくりの制度に参画することができる。」というようなことにしておいたほうが、整合性がとれるのではないかという気がする。
- 木村委員 権利、義務というような形で先ほども話をしたが、こういったことを規定 すると、どうしても堅いものになってまちづくりというものから離れてい くのではないかという思いが私にはあった。したがって藤村委員がいうようにまちづくりということを主体にして、権利、義務は少し置いておいて、 議論をしないというほうがまちづくりに相応しいものではないかと思う。
- 足立委員 参考した条文がそうなっていたというのもあるが、権利、義務のところで は少し差があるというのは感じている。表現としては、はっきりしておい たほうがいいと思うが、整合が取れないということであれば変えても仕方 がないと思う。
- 小林委員 二つの案が出ているので、決を採ってはどうか。
- 議 長 まず変えるかどうかは、町民部会で決めてもらい、やはり町民部会案でい きたいとなれば決を採るというのではどうか。
- 畑中委員 この問題は、別に置いておいて、先に進むことを提案したい。別も議論を していても案外この問題に係ってくる場合があるので、もしかしたら解決 するかも分からない。すぐに決を採るというのではなく、もう少し先でい いのではないか。
- 議 長 今の意見を尊重したいと思う。この問題については再検討とする。

では、次の第11条について、今の問題以外で何か意見はないか。

- 田島委員 ここの条文は20歳未満のまちづくりの参画ということなので、条文のなかに「各々の年齢などに応じて・・・」とあるが、年齢規定の条文であるので、「など」があるとおかしいのではないか。
- 畑中委員 年齢などの「など」のなかには、性別や国籍といったものを含めて、いろいるな人がこの町に住んでいて、その立場に応じてというのが、この「など」に入っているのではないかと思う。
- 足立委員 おっしゃるとおりで、いろいろな立場の人がいるということで、こういった条文にさせてもらった。
- 議 長 ほかに何か意見はないか。
- 小林委員 性別で参画するとは具体的にどういった場面が考えられるのか。 性別ということは、男子だけの参画や女子だけの参画ということになるので、説明してほしい。

もうひとつは、20歳未満の参画は結構だと思うが、先々住民説明会とかの場面を想定しておかないといけないと思う。だから具体的にどういった形の参画の場を想定しているのか、委員会として聞かれると思う。そういったときに、備考欄を見ると子供会議等とあるので、言葉としては分かるが、具体的にどのようなものなのか、町民部会で議論されたときのイメージと教えてほしい。

- 足立委員 そこまで深い話は詰めてはいない。子供会議もあるだろうという内容で、 実際に20歳未満のところで、選挙権や扶養されているというところで、 何らかの形で分けていかないといけないということで、20歳未満という ことで、「など」というのは、年齢だけにするとどういう問題が出てくるの か分からないので、少しぼやかすところが必要ではないかということであ る。
- 植村委員 第11条を作らせてもらっていたときに議論した内容を思い返すと、自治 を担うのは住民であって、大人になってからではなく、子どものときから

町政やまちづくり全体に関しての関心を持ってもらうということで、そこが将来のまちづくりに対しての裾を広げていくことになるので、あえてこの条例を作ろうということになっていた。年齢などの「など」については、そのときに想定していたのは、学校で議会を体験するとかいう議論があったので、年齢や発達段階に応じてという意味の「など」を使っていると私は理解していた。具体的な場面の想定として町民部会のなかでは、未成年の方にも読んでもらうというのが、基本の考えであったので町民部部会で出している文章もそうだが、これを平易なものにして解説も付けないものにしていこうというのが、まず一歩なのかなと思う。

小林委員 今の意見であれば、年齢については、性別はあまり意識をされていなかったようなので、発達段階という話であった。であればタイトルも「未成年者のまちづくりへの参画・・・」となっているので、「など」はカットしたらいいと思う。

また、第10条とも関連するのだが、藤村部会長が言ったように、町のほうに参画の機会を保障しなければならないという規定を設けているので、 未成年者も同様で第10条の裏返しがあるのであれば、同じように第11 条も未成年者がまちづくりに参画する機会を町が作らないといけないということになる。よって提案する以上は、具体的にどのような形で子どもがまちづくりに参画するのか考えておかないといけない。

- 藤村委員 まちづくりということに考えると、ヒヤリハット体験というのがあって、 子どもたちが町を歩いて、交通事故が起こりそうだとか、自分でハッとし てここは危険であるだとか、そういうところをまちづくりとしてどう改善 していくのか、そういった意味で参画というのが利いてくる。私の経験上 は何回かある。
- 柄沢委員 第10条で、町民はまちづくりの主体であるということで、子どもは町民でないのかということで、「町民」は総則で、町内に住む人、学ぶ人、一応子どもも町民であるというのを前提の上になおかつ未成年者の参画する権利をここで保障するということを別立てで謳うわけであるので、そういう意味合いのことを考えるなかでは、頭の中に入れておかないと、子どもも第10条に含まれているので、まずここで保障されているわけであるが、ただ、子どもたちもそれなりの活動ができるということをここに謳ってお

くということであるので、「年齢など・・・」の「など」は要らないと思う。

- 木村委員 議論したときは、いろいろと考えていた。主としてイメージのなかにあったのは、町のなかで活動しているグループの人たちのことを年齢制限でいるいろ言っていたのでは、少しおかしいのではないかということで、「など」を入れたわけであるが、実際のところ「など」は抜いてはどうかと今は思っている。
- 議 長 それでは、第11条についても、第10条と同じような内容を踏まえてのことだと思うので、再度検討する条項とさせてもらう。 今回の町民部会の条文の検討は、第11条までとしたい。次回は第12条から進めていきたいので、よろしくお願いしたい。ほかに何か意見等はないか。
- 田島委員 議事録についてであるが、前回配布された第17回委員会議事録の冒頭の 議長発言を拝見すると、調整会議での修正作業すべてを小林副委員長と私 のほうで行なったという印象を受けるので、この全体会には私は欠席して いて議長の発言を直接聞いておらず、私の誤解であるかも分からないが、 私が実際に修正を行ったのは「総則」の部分で、「前文」については、議会 部会が提出した二つの素案を一つにまとめるという大変骨の折れる作業を してくださったのは、小林副委員長であるということだけ一言申し上げた い。
- 議長 それでは、これで第22回上牧町まちづくり基本条例策定委員会を終了とする。

次回は、11月13日(火)、30日(金)、12月6日(木)、21日(金)13時から16時まで役場3階委員会室で開催※12月6日(木)は、役場庁舎西館・集会室